王 文 第一七号事件について

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

第一八号事件について

原判決中控訴人らの各請求を棄却した部分を左のとおり変更する。

被控訴人は、別紙目録(三)第二審請求追加認容一覧表記載の各控訴人らに対し それぞれ同表認容額欄記載の各金員およびこれに対する昭和三九年二月六日以降右 各完済に至るまで年五分の割合による各金員を支払え。

右同表記載の控訴人らのうち、同表備考欄に全部認容と記載してある控訴人ら(以 下「甲グループの控訴人ら」と称する。)を除くその余の控訴人ら(以下「乙グル -プの控訴人らと称する。)のその余の各請求および右同表記載の控訴人らを除く その余の控訴人ら(以下「丙グループの控訴人ら」と称する。)の各請求はいずれ もこれを棄却する。

訴訟費用は、第一、二審を通じ(ただし、第一七号事件の控訴費用を除く。)、甲グループの控訴人らと被控訴人との間に生じた分は被控訴人の、乙グループの控訴人らと被控訴人との間に生じた分はこれを二分し、その一を乙グループの控訴人ら の、その一を被控訴人の、丙グループの控訴人らと被控訴人との間に生じた分は丙 グループの控訴人らの各負担とする。

第一七号事件控訴代理人は、第一次的に「原判決を取り消す。被控訴人らの訴を却下する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。」との判決、予備的に「原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。被控訴人らの各請求を棄却する。訴 訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。」との判決を求め、同事件被控 訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

「原判決中控訴人ら敗訴の部分を取り消す。被控訴 第一八号事件控訴代理人は、 人は控訴人らに対し、別紙目録(二)の「原審不認容債権額」欄記載の各金員およびこれに対する昭和三九年二月六日以降完済に至るまで年五分の割合による各金員 を支払え。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、 同事件被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張ならびに証拠関係は、左記のとおり訂正・付加するほか、原判 決事実欄の記載と同一であるから、これを引用する。

一、原判決原本四枚目表一〇行目の「第一九条第一項第一号」を「第一九条第一項 第四号」と、同六枚目表一行目の「第二〇三条第一項」を「第二〇四条第一項」 ストラーストログ 「日本の第二条第一項」を「同条例第二条第一項参照」 と、同九枚目裏二行目の「同条例第二条第一項」を「同条例第二条第一項参照」 と、同四行目の「同規則第二条」を「同規則第二条参照」とそれぞれ訂正し、同一 〇枚目裏一二行目の「同法第五八条第二項」の次に「(現行法第五八条第三項)」 と挿入し、同一一枚目裏四行目の「学校教育法第五一条」を「学校教育法第四〇条」と、同一二枚目表末行目の「第三項」を「第四項」とそれぞれ訂正し、また、 原判決添付別紙明細表のうち、左のとおり訂正する。

- 原告番号一二三の六月三〇日の終了時刻「二一・一五」を「二一・五〇」 (1) とする。
- (2) 原告番号一三三の六月三〇日の終了時刻「二一・〇〇」を「二一・五〇」 とする。
- (3) 原告番号二八二の九月一日~三〇日の開始および終了時刻を「八・一五~八・三〇(以下同じ)」と記入する。
- (4) 原告番号五一二、五一七、五二八の七月五日の各開始時刻「一七・〇〇」 を「一七・一五」とする。
- 原告番号五八〇の年月日欄二行目に「五月二四日」と記入する。 (5)
- 原告番号七六七の六月一日の終了時刻「二一・〇〇」を「二一・四五」と (6) する。
- (7) 原告番号八七〇の九月七日の終了時刻「八、〇〇」を「八・三〇」とす る。
- ニ・三〇」を「一七・一五~ニー・〇〇」とし、九月一六日の終了時刻「二一・〇〇」と 〇」を「ニニ・三〇」とする。 第一審原告らの追加主張
 - 第一審原告らは「朝の職員打合せ」ということで、午前八時三〇分以前の時間外

勤務についての請求をしているところ、原判決は右部分の請求をいずれも棄却し、 その理由の一として、第一時限の授業が開始されるまでに登校すれば遅刻としない 取扱いであつたことを挙げているが、この判断は誤つている。

第一審原告らが勤務していた学校の日課表を仔細に検討すれば、次のことが明らかである。

- (1) 第一時限の授業が午前八時三〇分以前に開始されている学校として、伝馬町小学校は土曜日のみ八時一〇分、城内小学校は毎日八時二〇分、安東小学校は土曜日のみ八時二〇分、青葉小学校は土曜日のみ八時一〇分、千代田小学校は土曜日のみ八時二〇分、賎機北小・中学校は昭和三七・三八年とも毎日八時二〇分、井宮小学校は毎日八時二五分、中島小学校は毎日八時二五分、服織中学校は土曜日のみ八時五分、美和中学校は土曜日八時一〇分、月・火・水・木・金曜日八時二五分がいずれも開始時刻である。
- (2) ホームルーム等特別教育活動が午前八時三〇分以前に開始されている学校として、横内小学校は毎日八時二五分、伝馬町小学校は月・火曜日八時一〇分、水曜日八時、木・金曜日八時一〇分、長田南小学校は毎日八時二五分、足久保小学校は毎日八時二〇分、森下小学校は毎日八時二五分、千代田小学校は火曜日八時五分、月・水・木・金曜日八時二五分、青葉小学校は土曜日を除き八時二〇分、振田や学校は毎日八時二五分、安東小学校は毎日八時二五分、市二〇分、土曜日八時二五分、東豊田中学校は毎日八時二五分、城内小学校は毎日八時二五分、東豊田中学校は毎日八時二五分、東豊田中学校は毎日八時二五分、東中学校は毎日八時二五分、末広中学校、日八時二五分、安東中学校は毎日八時二五分、西奈中学校は毎日八時二五分、市藁科中学校は毎日八時二五分、南東中学校は毎日八時二五分、市大上、大・水・木・金曜日八時一五分がいずれも開始時刻である。三、第一審被告の追加主張

ニ、第一番板百の垣加王張 (一) 修学旅行および遠足について

労働基準法施行規則第二二条は、労働基準法第三七条所定の時間外割増賃金の計算の基礎となるべき労働時間の計算について、「労働者が出張、記事の取材その他事業所外で労働時間の全部又は一部を労働する場合で、労働時間を算定し難い場合には、通常の労働時間労働したものとみなす。但し、使用者が予め別段の指示をした場合は、この限りでない。」と規定している。この規定は、要するに、出張その他事業場外で労働時間の全部または一部を労働した場合には、時間外割増賃金は支払わないという原則を表明したものである。

払わないという原則を表明したものである。 本件において、第一審原告らの修学旅行または遠足の児童生徒引率はまさしく右の原則に該当するものである。原判決の説示は、修学旅行の実態については優れた判断を示しているけれども、法律的には必ずしも厳格とはいえない点があるが、前記の規定に思いを致すならば疑問は氷解する。

さらに加えて、修学旅行にあたつては、出張命令が出され、旅費が支給される。 旅費には鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料等が含まれており、 いわゆる運賃のほかに日当、宿泊料等の実質的には割増賃金に該当し、あるいはそ れ以上のものが含まれている。このことも第一審原告らの主張が失当であることを 裏づける一の事情である。

(二) 朝の職員打合せについて

(1) 朝の職員打合せについては、原判決が認定したとおり、「各学校とも朝の職員打合せの時刻までに登校することを建前とはしていても、実際には始業時刻の後に定められている第一時限の授業が開始される迄に登校すれば遅刻(時間休暇)としない取扱いであつた」。

そもそも、時間外労働とは、労働者の諾否に関係なく使用者が一方的に労働力の 提供を命令し、労働者がこれに服従する義務を負う関係をいうのであつて、命令を 受けた労働者がこれに従わないときは就業規則違反の制裁を受けるべき立場に立つ のである。本件事案において、職員会議についての労資関係もこれと全然同様であ るにもかかわらず、原判決が職員会議について第一審原告の請求を認容したことは 違法であるが、それはさておき、朝の職員打合せに関する関係は右認定のとおりで あつて、これをもつて時間外勤務であるとする余地は絶無である。

(2) 第一審原告らの給料は月給で定められているから、労働基準法施行規則第

-九条第一項第四号の規定により時間外割増賃金の計算の基礎となるべき賃金とし て一時間当りの金額を算出することになる。ところで、朝の職員打合せは五分ない し一〇分というような極めて短時間で行われるものであるから、かりにそれが時間 外勤務であるとしても、このような一時間未満の時間外勤務の行われた場合の計算 については労働基準法および同法施行規則にはなんらの定めもない。一方、 市職員の給与に関する条例」第一七条は時間外勤務手当の支給について規定し、同 第一九条は勤務時間一時間あたりの給与額の算定について「勤務一時間当りの給与額は、給料の月額(中略)に一二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五二を乗じたもので除して得た額」とする旨を規定している。しかして、同第二五条の「この条例施行について必要な事項は、市規則で定める」旨の規定に基づいて「静岡市職 員の給与に関する条例施行規則」が制定されているが、同規則第九条第二項は、 「時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月分をそれぞれ支給率の 異なる部分ごとに通算し、それぞれ一時間に満たない端数があるときは、三〇分以 上を一時間とし、三〇分未満を切り捨てる。」と規定している。静岡県の給与条例 および規則にも全く同様の規定が設けられているが、これらの各規定は静岡県およ び静岡市の全職員に適用されているのであり、したがつて、第一審原告の主張が失 当であることは明らかである。

四、証拠関係(省略)

玾

一、当裁判所の判断として、まず、左記に訂正ならびに付加するほか、原判決理由一から六までおよび同七のうち冒頭から原判決原本二九枚目表一行目の「認容し」 までを引用する(ただし、同二八枚目裏七行から八行目の括弧内を削除する。)。 すなわち、修学旅行および遠足の引率・付添の勤務についての時間外勤務手当請求に関するものを除いては、概ね原審とその見解を同じくするものである。

- 原判決原本一五枚目表一一行目の「考えるのに、」の次に「かりに、第-(1) 審被告主張のごとく、時間外勤務手当の負担者が静岡県であつて第一審被告ではないとしても、そのことは、本訴請求を実体上理由なからしめる根拠とはなつても、 第一審被告の本訴における当事者適格を失わせる理由となるものでないことは明ら かであるから、第一審被告の右本案前の主張はそれ自体理由がなく、また、」と挿入する。同裏七行から八行目の「被告の被告適格を欠く旨の主張は」を「第一審被告の右時間外勤務手当の支払義務者が静岡県である旨の主張も」と変更する。
- 原判決原本一六枚目表七行目の「尋問の結果」の次に「当審証人A、同 B、同C、同D、同Eの各証言ならびに当審における第一審原告F、同G、同H、 同Ⅰ、同Jの各尋問の結果」と挿入し、同八行目の「認められる。」の次に「そし
- て、この認定を動かしうる証拠はない。」と付加する。 (3) 原判決原本一九枚目表末行の「一、」を「二、」に改め、同二〇枚目裏一行から二行目の「地方公務員法第五八条第三項」の次に「(現行法第五八条第四項)」と挿入し、同二行目の「受けて行う」の次に「か、もしくは労働基準法第三六条の規定による」と挿入し、同二一枚目裏一一行から一二行目の「服従しなければないない」といれています。 ばならないものと」を「服従せざるを得ないような立場に置かれているものと」と 変更する。

原判決原本二三枚目裏六行目と七行目の間に、次のことを挿入する。 「なお、義務教育費国庫負担法第二条および市町村立学校職員給与負担法第一条 は、給与の種類を限定列挙し、ことに後者の第一条は、時間外勤務手当に限つてとくに括弧書を付して『事務職員に係るものとする。』と明記しているけれども、こ れらの法律は、公立の義務教育諸学校の経費負担者をいずれにするかについて規定 しているものにすぎず、これによつて教職員の給与を規定したものではないから、 右法案の規定を根拠として教職員の時間外勤務手当請求権を否定することはできな い。また、地方交付税法において、教育費のうちの時間外勤務手当が事務職員につ いてのみ計上されていることについても、同様のことがいえるのであつて、同法も その第一条に掲げる目的のために制定されているにすぎず、教職員の給与を規定し たものではないのである。」

- 原判決原本二四枚目表二行目から同二五枚目裏末行まで(同所(一)の説 (5) 示全部)を削除し、その部分に対する判断説示を後記三のとおりに改める。
- 原判決原本二六枚目表四行目の「本人尋問の結果」の次に「当審証人A. 同B、同C、同D、同Eの各証言ならびに当審における第一審原告F、同Gの各本 人尋問の結果」と挿入する。
- (7) 原判決原本二六枚目裏八行目の「法規は見当らず」の次に「(もつとも、

静岡県においては、昭和四一年七月八日『学校職員の勤務時間等の特例に関する規則―昭和四一年静岡県教育委員会規則第五号』を制定して、以後変形八時間労働制をとることになつたが、本件には適用されないことはいうまでもない。)」と挿入し、同二六枚目裏八行目および同二七枚目表二行目の各「一、」をいずれも「二、」と、「時間規則」を「勤務時間規則」と、同四行から五行目の「時間条例」を「勤務時間条例」とそれぞれ改める。

- (8) 原判決原本二八枚目裏一行目の「理由がない。」の次に「以上の法理は、 修学旅行ないし遠足の引率・付添の勤務についての時間外勤務手当請求に関しても 同様にあてはまるものである。」と付加する。
 - (9) 原判決原本二八枚目裏七行から八行目の括弧内を全部削除する。
 - (10) 原判決添付別紙明細表を左のとおり訂正する。
 - (イ) 原告番号五七八、五七九、五八〇の各備考欄の×印をすべて削除する。
- (ロ) 原告番号六一三の一〇月一八日および一九日の備考欄にいずれも×印をする。
- (ハ) 原告番号七八一、七八二、七八四、七八七、七八八、七九〇の各四月二七日の備考欄の×印をいずれも削除する。
- (二) 原告番号八五五、八六〇、八六二の各五月四日の備考欄の×印をいずれも 削除する。
- (ホ) 原告番号――五三の一〇月七日の備考欄に〇印をする。
- (へ) 原告番号―ニー八、―ニニ四の各九月―六日の備考欄にいずれも×印をする。

二、第一審原告らの当審における追加主張について

第一審原告らは、本訴において「朝の職員の打合せ」の時間としてそれぞれ午前八時三〇分まで勤務したことを理由として時間外勤務手当を請求しているが、実際には第一時限の授業が午前八時三〇分以前に開始された十数校がそれぞれ存在するとして、その各開始時刻を列挙しているが、かりに、右第一審原告らの主張するとおりの各時刻にその主張の各小・中学校の第一時限ないしホームルーム等がそれぞれ開始された事実があるとしても、第一審原告らは本訴において原審以来一貫しておりまれた事実があるとしても、第一審原告らは本訴において原審以来一貫しても、時間につきいずれも「朝の職員打合せ」の時間として勤務したことを理由として時間外勤務手当を請求しているのであるから、右の時間について時間外勤務手当を求める本訴請求が失当であることは原判示のとおりであるというほかなく、所論は採用できない。

三、修学旅行および遠足における引率・付添の勤務について (第一審被告の当審に おける追加主張 (一) の判断を含む。)

学校行事のうち、修学旅行および遠足等のごとく第一審原告らがそれぞれその勤務する所属学校を離れて勤務に服する場合には、職員が公務のため一時その在勤官署を離れて旅行することになり、いわゆる出張として旅費が支給されるが、その支給方法は条例で定めなければならないこととされているところ(地方自治法第二〇三条、第二〇四条、地方公務員法第二四条第六項、地方教育行政の組織および運営に関する法律第四二条、市町村立学校職員給与負担法第一条、第三条)、第一審原告ら教職員については静岡県において右条例が未制定であるため、なお従前の例によることとされ(地方公務員法附則第六項)、結局、国立学校の教育公務員の例により、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二五年度法律第一一四号)によるととなる。

ところで、第一審原告らが出張して公務に従事する場合は、一応正規の勤務時内公務に従事したとみられるけれども、「給与規則」第二七条第二項によればきるいる務にはり出張中、出張目的地において正規の勤務時間をここを明確に対して正規の勤務時間につきの前によればできるのでは、時間外勤務手当を支給する。」と定められているできるのものには、時間外勤務手当を支給する。」とに各証拠によれば、第一条の事実認定(原判決引用)に供した各証拠にあたつては、のの所属する各学校においては、修学旅行や遠足を実施し、これを学校長のの所属する各学校において計画案を作成し、これを学校もものでものののでもである。までは、第一審原告のの主張する原判決添付別紙明的表に各のでものでものでもののでものののうちの若干につき明記されていない計画表もあるが、その場合でもその記載事項

の前後の関係から右の点はおのずから明らかとなる。)、右旅行や遠足が計画どおり実施され、第一審原告らがその主張のとおり各所属学校長のあらかじめなした命令によつてこれに参加し、その主張の各時間外勤務をしたことが明確に証明できること(ただし、原判決添付別紙明細表備考欄に×印を付したもの―当審において前示ー(10)(イ)(ロ)(二)(へ)で右同欄を訂正した後のものによる―を除く。)がいずれも認められ、そして、この場合右各学校長が右規則第二七条第二項にいう任命権者にはあたらないけれどもこのような学校長の命令により現実になした時間外勤務に対し第一審原告らがその主張の各時間外勤務手当請求権を取得すると解すべきことは、原判決理由三(当審引用)に記するところと同様である。

被告の主張は採用できない。
また、第一審被告は、修学旅行の引率・付添にあたつては旅費の支給があり、そのうちとくに日当、宿泊料等実質的には割増賃金に該当するものが含まれているとも、修学旅行については時間外勤務手当の支給を請求できない理由の一であると主張する。しかしながら、旅費は本来公務のために旅行する者に対してその旅行に必要な経費として時間外勤務の有無に関係なく支給されるものであつて、その本質は実費の支弁であり役務の提供に対する対価たる給与とは性質を異にするから、日当ないし宿泊料といえども実質的にも第一審被告のいうような割増賃金と理解すべきものではないし、まして、時間外勤務手当をもカバーする意味をもつものではないから、右主張も採りえない。

いから、右主張も採りえない。 一さいた。 右主張も採りえない。 一さいる。 一でない。 一さいる。 一さいる。 一さいる。 一さいる。 一さいる。 一さいる。 一でない。 一くいる。 一くいる。 でない。 一くいる。 でない。 一くいる。 でない。 一くいる。 でない。 一くいる。 でない。 において、 一くいる。 でない。 において、 一くいる。 でない。 において、 一くいる。 において、 一くいる。 において、 一くいる。 にいる。 にいる

にみて同号の許可基準に該当するとしている。しかしながら、前段に挙示の各証拠ならびに当審における第一審原告Hの本人尋問の結果によれば、右引率・付添の勤務は、児童生徒に対する教育的効果の達成や危険の予防ないし発生した危険に対する善後措置の施行等極めて重大な責任を負担し、心神ともに不断の緊張右原判であるとしての疲労を伴うものであつて、その労働の密度においしレクリエーションの色彩を多分に帯びるものとする原判示は論外である。)、これに反する記拠はいい色彩を多分に帯びるものとする原判示は論外である。)、これに反する引率・付添のの係事における証人Dの各証言中には、修学ないしてものではない。を希望する教職員が多い旨の供述があるが、かりにそのような事実があるとしても、本件において労働基準法別の条第三号に規定する行政官庁の許可を受けたことについてなんらの主張・立証が

ないから、第一審被告は同法を適用することによつて時間外勤務手当の支払義務を 免れることはできないものというべきである。この点についても、「労働の性質に おいてそのように解せられる以上行政官庁の許可を受けた者ではなくてもその違法 性とはかかわりなく、かかる労働に対する対価としては、時間外勤務の割増賃金支 払義務は発生しないものと解するのが妥当である。」とする原判示は、法律の解釈 を誤つた不当の判断といわざるを得ない。

よって、訴訟費用の負担につき民訴法第九五条、第八九条、第九六条、第九二条、第九三条に従い、主文のとおり判決する。

(裁判官 桑原正憲 高津環 濱秀和)

別紙目録(一)~(三)(省略)